| | | |
|---|---|---|
| 乗車用手袋 | 色等 | 警察本部長の定める色等とする。 |
| 防寒耳覆い | 色等 | 警察本部長の定める色等とする。 |
| 防じん眼鏡 | 色等 | 警察本部長の定める色等とする。 |

備考

交通乗車服の上衣には、階級章、識別章及び警察本部長の定める交通乗車服記章（以下「交通乗車服記章」という。）を付ける。この場合において、階級章、識別章及び交通乗車服記章を付ける位置は、図九及び図十のとおりとする。

二　女性警察官

| | | | |
|---|---|---|---|
| 交通乗車服 | 冬服 | 上衣 | 色 | 紫み青色とする。 |
| | | | 地質 | 男性警察官冬服上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 男性警察官冬服上衣と同様とする。ただし、形状は、図十一のとおりとする。 |
| | | ズボン | 色 | 上衣と同色とする。 |
| | | | 地質 | 上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 1　男性警察官冬服ズボンと同様とする。ただし、サロペット付きとする。<br>2　形状は、図十二のとおりとする。 |
| | 防寒服 | 上衣 | 色 | 青み黒色とする。 |
| | | | 地質 | 男性警察官防寒服上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 男性警察官防寒服上衣と同様とする。ただし、形状は、図十三のとおりとする。 |
| | | ズボン | 色 | 上衣と同色とする。 |
| | | | 地質 | 上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 1　男性警察官防寒服ズボンと同様とする。ただし、サロペット付きとする。<br>2　形状は、図十四のとおりとする。 |
| | 合服 | 上衣 | 色 | 冬服上衣と同色とする。 |
| | | | 地質 | 男性警察官合服上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 冬服上衣と同様とする。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| | ズボン | 色 | 上衣と同色とする。 |
| | | 地質 | 上衣と同質とする。 |
| | | 制式 | 冬服ズボンと同様とする。 |
| 夏服 | 上衣 | 色 | 男性警察官夏服上衣と同色とする。 |
| | | 地質 | 男性警察官夏服上衣と同質とする。 |
| | | 制式 | 1　男性警察官夏服上衣と同様とする。ただし、袖は、長袖とする。<br>2　形状は、図十五のとおりとする。 |
| | ズボン | 色 | 上衣と同色とする。 |
| | | 地質 | 上衣と同質とする。 |
| | | 制式 | 冬服ズボンと同様とする。 |
| 乗車用ヘルメット | | | 色等 | 男性警察官乗車用ヘルメットと同様とする。 |
| マフラー | | | 色等 | 男性警察官マフラーと同様とする。 |
| 乗車靴 | | | 色等 | 男性警察官乗車靴と同様とする。 |
| 帯革 | | | 色等 | 男性警察官帯革と同様とする。 |
| 雨衣 | 上衣 | | 色 | 男性警察官雨衣上衣と同色とする。 |
| | | | 地質 | 男性警察官雨衣上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 男性警察官雨衣上衣と同様とする。ただし、形状は、図十六のとおりとする。 |
| | ズボン | | 色 | 上衣と同色とする。 |
| | | | 地質 | 上衣と同質とする。 |
| | | | 制式 | 男性警察官雨衣ズボンと同様とする。ただし、形状は、図十七のとおりとする。 |
| 乗車用手袋 | | | 色等 | 男性警察官乗車用手袋と同様とする。 |
| 防寒耳覆い | | | 色等 | 男性警察官防寒耳覆いと同様とする。 |
| 防じん眼鏡 | | | 色等 | 男性警察官防じん眼鏡と同様とする。 |

備考

交通乗車服の上衣には、階級章、識別章及び交通乗車服記章を付ける。この場合において、階級章、識別章及び交通乗車服記章を付ける位置は、図十八及び図十九のとおりとする。